

工事業者指名要綱

平成 7 年 3 月 28 日

6 葛総経第 395 号区長決裁

改正 平成 20 年 3 月 28 日 19 葛総契第 272 号
平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 906 号
平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 483 号
令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号
令和 8 年 9 月 1 日 8 葛総契第 354 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が発注する工事、修繕及び業務の請負契約に係る指名競争入札に参加させる者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(方針)

第 2 条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者の指名を原則とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事をいう。
- (2) 修繕 既存の施設又は設備の機能若しくは性能を維持し、又は回復するために行う補修、取替えその他これらに類する作業をいう。
- (3) 業務 調査、測量、計画、設計、監理その他工事に関連する業務をいう。
- (4) 区内業者 葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準（平成21年葛総契第376号総務部長決裁。以下「認定基準」という。）第 2 条第 2 項第 1 号で定める者をいう。

(指名方法)

第 4 条 指名は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 工事若しくは修繕の施行能力又は業務の履行能力
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 登録業種
- (5) 発注工事若しくは発注修繕の施行又は発注業務の履行についての技術的

適性

- (6) 技術者数又は有資格者数
- (7) 工事成績、業務履行成績又は修繕の履行実績
- (8) 希望の有無
- (9) 地域性
- (10) 指名回数
- (11) その他特別な事情

(指名業者数)

第5条 指名業者数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める数とする。

予定価格	指名業者数
2,000万円以上	6者以上
1,000万円以上 2,000万円未満	5者以上
1,000万円未満	3者以上

- 2 公募型指名競争入札における指名業者数は、前項の規定にかかわらず2者以上とする。

(指名業者選定委員会への付議)

第6条 工事請負契約に係る指名は、契約事務規則第37条の2の規定によらず、必要に応じて葛飾区指名業者選定委員会の付議を経ることができる。

(その他)

第7条 特殊な技術を要する工事、修繕若しくは業務又はその他特別な事情がある工事、修繕若しくは業務に係る指名については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日 19 葛総契第272号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月25日 24 葛総契第906号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年11月7日 26 葛総契第483号)

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

付 則 (令和7年6月12日 7 葛総契第196号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

(「公募型指名競争入札における指名業者の取扱いについて」の廃止)

2 令和6年7月18日付け6葛総契第295号「公募型指名競争入札における指名業者の取扱いについて」は、廃止する。

付 則（令和8年9月1日8葛総契第354号）

この要綱は、令和8年9月2日から施行し、改正後の規定は、施行日以後に発注手続を開始する案件について適用する。